

### 3. 誓約事項

兵庫県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を申請するにあたり、以下のことを誓約します。

(内容を確認のうえ、各項目にチェックを入れてください。※全てにチェックがない場合は支給されません。)

<input type="checkbox"/>	① 令和3年7月12日以降の、兵庫県の営業時間短縮要請等を遵守しました。
<input type="checkbox"/>	② 令和3年8月2日以降、営業時間を短縮していることや酒類を提供しないこと、カラオケ設備の利用自粛することを店舗やホームページ等で周知しました。
<input type="checkbox"/>	③ 申請書に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。申請内容に虚偽が判明した場合は、協力金を全額返還します。返還が遅れた場合には、県所定の遅延利息を支払います。
<input type="checkbox"/>	④ 食品衛生法に基づく飲食店営業または喫茶店営業の許可を取得しており、申請店舗において営業の実態があります。
<input type="checkbox"/>	⑤ 本協力金を重複して申請していません。
<input type="checkbox"/>	⑥ 申請内容について、県等から問合せ、現地調査、是正のための措置を求められた場合は、誠実にこれに応じます。
<input type="checkbox"/>	⑦ 協力金の支給事務を処理するために必要な範囲で、申請書類及び添付書類に記載された情報(以下「申請情報」といいます)を兵庫県及び兵庫県から事務を委託された事業者が利用することを承諾します。 また、審査上の必要に応じ、県等が営業許可の有無等の確認のために、保健所、警察、税務署など、関係官署に対して、申請情報を提供することを承諾します。
<input type="checkbox"/>	⑧ 協力金の財源を負担する国に、申請情報を提供することを承諾します。
<input type="checkbox"/>	⑨ 警察署や税務署、保健所などの行政機関から、法令に基づき、申請情報の提供を求められた場合、提供することを承諾します。
<input type="checkbox"/>	⑩ 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に掲げる者に該当しません。